

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	情報公開・私学課	整理番号	3-7
処分の種類	信託財産管理者又は信託財産法人管理人の解任			
根拠法令条例等・条項	公益信託ニ関スル法律第8条 信託法第70条において準用する同法第58条第4項 信託法第74条第6項において準用する同法第70条において準用する同法第58条第4項			
処分の概要	信託財産管理者又は信託財産法人管理人がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者又は受益者の申立て又は職権により、知事は信託財産管理者又は信託財産法人管理人を解任することができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	信託財産管理者又は信託財産法人管理人がその任務に背いたり、国外に居住した場合、信託事務の処理を拒否したり、それに適応する能力を喪失した場合、刑罰に科せられ自由を拘束されるに至った場合、病気になった場合等で、信託事務を遂行する上で重大な支障が生じた場合に行うものとする。			
基準の制定根拠	—			